

保護者さま

『施設整備費及び入園金の減免制度』と『保育料の実質負担分がある理由』について

田浦幼稚園  
園長 杉山智子

## 1. 施設整備費及び入園金の減免制度について

・施設整備費は、グラウンドや園庭の整備を含む園舎改修工事を長期計画として、外部の長期修繕計画を主な業務とする(株)神奈川建物リサーチセンター様に委託して算出した費用です。この費用を参考に算定した費用を令和3年4月より在園児の保護者さまにご負担頂いています。

この計画作成後、新型コロナウイルス感染により社会全体が経済不況となり、かつ物価高騰も始まったことで、施設整備費の減免制度を令和3年4月～令和13年3月までの10年間設けることとしました。

施設整備費の減免制度	納入費
最初のお子さま	2,500円/月
兄弟1人が施設整備費を納入の場合、2人目のお子さま	1,250円/月
兄弟2人が施設整備費を納入の場合、3人目以降のお子さま	0円/月

※年少組、年中組、年長組が対象で満3歳児組は施設整備費の徴収はありません。

この施設整備費を設けた際のQ&Aで、保護者さまから、自分の子どもが直接利用する個所の改修工事を先に希望するとの声が多かったため、令和2年度にグラウンド改修工事、令和3年度に園舎屋根改修(1期)と保育室床改修、令和4年度に園庭改修と園舎屋根改修(2期)を行いました。令和5年度は積立金が少ないため中止していますが、お子さまが快適に過ごすことが出来るよう改修工事に努めます。

・入園金についても同様な理由から減免制度(令和13年3月まで)を設けています。

入園金の減免制度	納入費
最初のお子さま	90,000円
兄弟が卒園または在園されている2人目のお子さま	80,000円
兄弟が卒園または在園されている3人目のお子さま	70,000円
兄弟が卒園または在園されている4人目以降のお子さま	60,000円

## 2. 保育料に実質負担分がある理由について

教育は「国家100年の計」と昔から言われております。子育ては「人類未来への貢献である」と母親業・父親業に敬いの気持ちを抱いております。日々の子育て誠にご苦労様です。

わたし達は、小学校の知的教育の土台として人生の土壌づくりをしています。豊かな土壌の根本に仏教精神を置いています。田浦幼稚園の創始者の志は「仏の心を大切に伝える」です。今もその精神は、「人としての正しい生き方」「思いやりの実践」等日課活動の中で受け継がれています。そして曜日毎のテーマ活動の中で、専門講師(バディスポーツクラブの体操教室、ECCの英語教室、ヤマハの音楽教室)の力もお借りしてお子さまの内在されている輝きを見出し育てています。また2歳児&満3歳児保育では担任副担任の他必要に応じて保育補助も加わり、お子さまの自立に向けての第一歩と社会性の芽生えの支援を行います。

わたし達は「建学の精神を大切にすれば未移行(私学助成幼稚園)で」との文科省の意向に依っています。こども園や施設給付型幼稚園は私立でも人件費は全額公費負担ですが、わたし達は宗教法人立私立幼稚園ですので、人件費はほとんどが保育料からとなっています。また学校法人立の幼稚園と違って非営利組織の宗教法人の場合、国費給付はありません。教員の処遇改善がお子さまへの教育サービスへの向上となり、「普遍の真理である仏教精神をベースとする人格教育」にも役立つと信じています。幼児教育無償化が無料化ではないことはご存じの事と思います。投資の中でも一番確実であると思われる教育投資をされ、人生の土壌づくりから生まれる大切なお子さまの輝きの美しさに感動体験されることをおすすめ申し上げます。

